1. 内水氾濫等の短時間での状況変化へ対応できる防災・減災 へのデジタル化による対策強化について 近年の大雨被害は全国的に大きな被害をもたらしてお ります。今年8月16日の豪雨により、富士市においても典 型的な内水氾濫により34棟もの家屋浸水被害が発生しま した。 富士市の防災・減災力強化への取組として、内水ハザードマップの策定を行ったことや、治水対策に力を入れて いること、ドローンの活用や、災害対策本部情報処理シス テムの導入、消防団員へのスマートフォンアプリの試験導 入などを関いております。 一方で、大雨による内水氾濫では、今までとは異なり、 短時間での状況の変化が起こっております。今年8月16日 の豪雨では、午前10時55分に土砂災害対策本部から洗水対 策本部に切り替わっておりますが、気象庁の降雨データに よりますと、10分ごとの降水量が、午前10時40分時18ミリ メートル、午前10時50分時17ミリメートル、午前11時00分 時11.5ミリメートル、午前11時10分時55シにとが3.8 メートル、年前10時50分時17ミリメートルと、前の時間帯にも雨は降っていましたが、たった30分の間に 非常に強い雨が降り、潤井川において氾濫危険水位が3.8 メートルの地点で午前11時20分時に本位が3.5メートルま で上がり、川の氾濫が起こる寸前の状況へ急激に変化しま した。市の対応として、午前10時55分には潤井川では高齢 若等避難の発令、午前11時20分には、川川について避難 指示を発令しておりリアルタイムでの避難指示の近難 若等整難の発令しておりリアルタイムでの避難指示ので対象人員 5万6181人、小潤井川について避難 指示を発令しておりリアルタの企び避難指示の通 会ておりました。富士市の防災・減災体制として避難指示が ら緊急避難までの時間的類すが疑い場合の避難者は11人 でありました。富士市の防災・減災体制として避難指示が ら緊急避難までの時間的節があると考えられます。 そこで国の対応としては、近年の全と国的な災害状況に対 応するため、今和5年7月28日に新たな国土強靱化率が 知知をとしては、近年の全国的な災害状況に対 応するため、今和5年7月28日に新たな国土強靱化応策の 知知・応援決定に対策を全国といでは、 ・手前防災・地域防災に必要な情報の創出・確度向上・デ ジタルでの共有 ・彼災者の救援教護や災害時の住民との情報共有にデジタ ル(ロボット・ドローン・A I 等)を最大限活用 ・災害時におりる集争を失うことがないよう分散管理	長 び 当 部 長

順位	氏名(議席)	発 言 の 要 旨	答弁者
11	小野 泰正 (6)	・デジタルを活用した交通・物流ネットワークの確保が方針として挙げられ、「地域における防災力の一層の強化」では、・避難生活における災害関連死の最大限防止・地域一体となった人とコミュニティーのレジリエンスの向上・地元企業やNPO等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上・DEI(多様性・公平性・包摂性)の観点を踏まえたSDGsとの協調・男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進・高齢者・障害者・子供等の要配慮者へのデジタル対応を含めた支援・外国人も含めた格差のない情報発信・伝達・地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承・地域特性を踏まえた教育機関や地域産業との連携・国際社会との連携による被災地域の早期復興と仙台防災枠組2015-2030に基づく国際社会への貢献・近傍/遠距離の地方公共団体の交流等を通じた被災地相互支援の充実・国土強靭化地域計画の再チェックとハード・ソフト両面の内容の充実が挙げられています。そこで以下質問をいたします。 (1) 富士市では、ドローン活用や災害対策本部情報処理システムの導入、消防団へのスマートフォンアプリの試験導入など、新たな国土強靭化計画策定前から予見される災害がよるために先駆的対策を取られてきているが、例えば、内水氾濫等にも対応するために現在、及び今後行っていく取組をお聞かせください。 (2) 災害対策本部情報処理システムの導入等で多量の情報を運用していく取組をお聞かせください。 (2) 災害対策本部情報処理システムの導入等で多量の情報を運用していく取組をお聞かせください。 (3) デジタル化により、迅速な災害対応が可能になると考える。その情報を避難支援などにつなげるためには、「地域における防災力の一層の強化」が必要だと考えるが、今後どのような対策を行っていくのかお聞かせください。	市 び 当 長 長

順位	氏名 (議席)	発 言 の 要 旨	答弁者
12	荻田 丈仁 (28)	1. 須津古墳群の価値を高める取組について 富士市にある須津古墳群は市内東部の須津地区を流れる須 津川周辺に分布する全国的は、富士市唯一の世紀に治った。 大の数は200余基を教える。古墳群には、富士市唯一の世紀にかいて造られた浅間古墳、6世紀に造られた円墳である全長9メートルを超える4世紀末墳であり場である全長9メートルを超える4世紀末墳である境間のよった浅間古墳、6世紀に造られた円墳である墳野である金長9リメートルを超える4世紀末墳である墳野である金長9リメートルを超える4世紀末墳である墳野である。 須津古墳群については私も叢会において何度か取り東望が追える全国的にも貴重な古墳群であり、富士市の大き古墳が現のたで、その後、平成28年に須津古墳指定史跡である。 須津古墳群については私も叢会において何度を計算域である。 須津古墳群については私も叢会において何度を計算域である。 活用計画が策定された。さらに、文化財保護法が一部が近におれた。富士市においては教育委員会に戻し文化財行政を加がにおれた。富士市においては教育委員会に戻し文化財行政を加が住させるとした中で本名の料理を持ち望された。待ち望まれた。 法間古墳の発掘をはもまとのたができる。とでいる。また、本年から2年はが始まった。待ち望まれた。 浅間古墳の発掘をはお出まとかられた千人塚古墳のの機関をはは千人塚町主はができるよっている。また、本籍での法別ではおり、本格的用が進立とが設けまれる。 各種計画に基づいて須津古墳群の保存活用が着実に進鉾群のお近まとが望まれる。 各種計画に基づいて須津古墳群の保存活用が着実に進鉾群のお近まとがまがまり、本格的出版を記すばらいて須津をされて初り、本格的出版を変を感じる。そのためにも、県指定史跡の番目をかったが、会に、現指定中の外への付てのツクブライドの醸成につながると考え、以下質問をといくのかってがより、千人塚立園となってからの市指定千人塚古墳の活用や発信をどのように進めていくのか。 (3) 県指定史跡琴平古墳についても保存活用計画の策定に取り組むべきと考えるがいかがか。 (4) 須津古墳群を国指定史跡に指定する展望についてはいかがか。 (5) 文化財行政の所管が変わったが、市長部局との連携はどのように進めすいくのか。	市 大 で 有 部 も 長 長 長

順位	氏名(議席)	発 言 の 要 旨	答	弁	者
1 2	荻田 丈仁(28)	富士市は、古くから工業都市として発展してきたが、同時に、発生する産業廃棄物について、官民一体となって対策に取り組んできた。しかしながら、産業廃棄物の処理を取り巻く環境は、時代とともに厳しさを増し、特に最終処分場の確保は、従来のような個々の事業主体による設置、運営は困難な状況となった。最終処分場の確保には、確固たる事業体制の確立が必要であり、また、事業体制は社会的にも信頼性が高く、安全で安定した事業運営が求められることから、市内排出業者と富士市が一体となり第3セクターの株式会社富士環境保全公社が平成9年10月1日に設立された。株式会社富士環境保全公社の株式の状況は、発行済みの1万961株のうち、富士市は2638株、24.1%を所有する筆頭株主であり、また、行政の立場として監視責任や指導責任があると考える。第2期最終処分場の建設時には、施設の安全性や環境への影響についての議論が行われ、住民の生活環境保全公社が候補地を決定し、関係地区の1つである吉永地区と株式会社富士環境保全公社が候補地を決定し、関係地区等での説明会が開催され、現在も合意形成に向けての協議が継続状況を全会社が候補地を決定し、関係地区保証といるが、吉永地区においては、昨年度来、複数回の説明会が開催され、現在も合意形成に向けての協議が継続状況を全戸配布の広報紙によれば、候補地の選定経緯について、高としての見解を伺う。 (1)第2期最終処分場建設時に吉永地区と締結した確認書に反して、候補地選定作業時に現処分場所在地を含めたは事実か。 (2)確認書では、積極的な情報公開と関係地区住民との意見交換に努めることが定められているが、第3期最終処分場建設についての地区との事前協議はされていたのか。 (3)当初の予定では、令和4年5月に候補地公表後、同年9月に市取得分の補正予算案を上程するとのことであったが、11月定例会に上程が延期された。当初のスケジュールは、地区説明に要する期間の見込みが甘かったのではないか。	及教		長長長

順位	氏名	(議席)	発 言 の 要 旨	答	弁	者
1 3	笠井	浩 (25)	1. 市有施設のパリアフリー化について 富士市では様々な施設建設において、障害者が施設を利用できるようにバリア(障害)をなくすバリアフリー化が進められてきた。 市内には、障害者、高齢者、乳幼児、育児者や介護者、外 国人など様々な人々が生活している。近年では、障害の存無のみならず、性別や年齢、国籍など多様な人々が使いやすいように工夫するユニバーサルデザインが定着してきた。 国の第3期スポーツ基本計画(令和4年度~令和8年度)においてもスポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進が示されている。同計画では、国民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人一人がスポーツの価値を享受でも社会を構築することが、政策目標の一つとして掲げられ、誰でも使いやすく安心してアクセスできる施設が求められている。 東京オリンピックのために建設された新国立競技場の整備計画では、世界最高のユニバーサルデザインルデザインの危に掲げられ、障害メラを2年間にわたり16回開催して施設を備に反映した。その結果、最高のユニバーサルデザインの施設だと評価が高い。 スポーツ基本計画では、中でも障害者のスポーツ実施率は使常者と比べると著しく低いことを踏まえ、障害者スポーツ実施環境の整備及び障害者のスポーツ実施率の上を施環境の整備及び障害者のスポーツ実施率の大きがとから、今後ますますの実施環境の整備及び障害者のスポーツ実施率はできることが予想される。そこで以下間する。 (1) 富士市の施設のバリアフリー化を推進し、共生社会を実現するためにも総合体育館のユニバーサルデザインについて、建まするためにも総合体育館のユニバーサルデザインについて、建まするためにも総合体育館のカニーバーサルデザインについて、建まするためにも総合体育館のカニーバーサルデザインについて、建まするためにも総合体育館のカニーバーサルデザインについて、建まするためにも総合体育館のカニーバーサルデザインについて、とままする。第音との話合いでき見聴取はできているから、まま、のうち、多目的シートの設置してあるトイレは幾つあるか。(4)今後も富士駅北口の再開発、新病院の建設、新富士駅中の開発等、大きな計画が進んでいくが、バリアフリーに関する考え方について何う。	市及教		長長

順位	氏名(議席)	発言の要旨	答弁者
1 4	下田 良秀(17)	1. 国民健康保険事業における健康の増進、健診受診による病気の予防、医療費適正化のためのデータへルス計画につい維持・増進が図られ、世界最高水準の長寿社会を実現しました。少子高齢化の社会環境の中で人生100年時代にふさ計画に基づく保険事業の推進重要となっています。データへルス計画に基づく保険事業の推進重要となっています。データへルス計画とは、レセプトによる医療情報、健診結果などのデータ分析に基づいて、PDCAサイク画のこと化、分析を行い、地域の健康のに基づいて、PDCAサイク画のこととが、データへルス計画に基づいて、PDCAサイク画のことに、分析を行い、地域の健康の課題を明らかにすることで対して、います。この計画は、全ての健康保険組合と市区町村国に義務づけられています。データへルス計画での第一義的な目標は、破保険者の健康増進であか要以上に消費せずに済みます。被保険者の健康を必要以上に消費せずに済みます。被保険者の健康を済済を必要以上に消費せずに済みます。を療費適にプラスクルス計画であるとで人生の質は上がり、医療費適にプラスクルス計画であります。 結果として、被保険制度を維持できる等のメリットがあります。 高士品においても少子高齢化の中で、国民健康保険の医療費負担は年本増大の一分のルス計画が進められており、であります。 富力には第二期データへルス計画が進められており、で表別は平成30年度から令和5年度までの6年間となっその期間は平成30年度から令和5年度までの6年間とないます。 令和3年3月には全たどっています。そんなり、で表別は平成30年度が10年であり、工作の対決を踏まれていまり、国民健康保険第二期データへルス計画では第二期での対決を踏まれているが、と下の分を利用し、計画を推進するる中で、被保険第二期で推進するのよりにとのような取組を行っているか。 (2) データへルス計画へ発展である。と療費適正化のため、民間や医師会等の連携も含め、市はどのような取り組みを考えているか。	及び

順位 氏名(議席)	発 言 の 要 旨	答弁者
15 伊東 美加(7)	1. 孤独・孤立対策推進法の施行に向けての対応状況についてコロナ禍による孤独感の深まりに対応して、国は令和3年2月にイギリスに次いで世界で2番目となる孤独・孤立担いたしました。令和6年4月には孤独・孤立対策推進法が施行されますが、この法律の趣旨には、孤独・孤立に悩むのつながりが生まれる社会を目指すと書かれています。国の孤独・孤立対策担当室では、既に幾つかの取組が行われており、その中で、孤独・孤立に関する支援制度等のプッシュ型の情報発信も始められています。これは、携帯電話料金の支払いが遅れた顧客の中には、で保通知の中で国の孤独・孤立対策れた配名とを想定して、督促通知の中で国の孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたは一人じゃない」を紹定している人がいることを想定して、督促通知の中で国の孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたは一人じゃない」を紹介するような仕組みになっています。この法律における地方公共団体の取組については、まだま明らかにされていないことが多く、今の実階で新規事業の時は難しいと思われますが、既存の事業、あるいは、他的で検討が進められている事業の中にも、張独・衛治を援体制整備事業、本年度に移行準備事業を進めている事業があります。例えば、自殺対策や高齢者施策の生活支援体制整備事業などです。そこで、これらの中から幾つかの事業について、以下お伺いれてします。 (1) 自殺の状況及び対策についての事業について、以下お伺いにます。 (1) 自殺の状況及び対策について ① 全国、静岡県、本市の自殺者数の推移及び令和4年の原因・動機別自殺件数等について。② 自殺対策として健康政策課で実施している主な事業の実施状況について伺います。 (2) 高齢者施策における生活支援体制整備事業の第2層協議体の設置状況と具体的な取組について伺います。 (3) 重層的支援体制整備事業の準備状況について伺います。	市及担